

当面、事業者の登録、元請けとなる事業者の登録を推進!

# ゼネコン・大手現場で急速に登録が広がる!

## 4月以降、急速に登録が広がっている

CCUSの登録件数は、5月31日時点で技能者4万6382件、事業者1万3255件となった。5月の技能者登録は1万6629件で、前月の実績を約4500件上回り、建設技能者の登録申請件数が急速に伸びています。

振興基金は申請書の登録情報の不備の発生率が高い項目で記載方法の簡素化などを行い、平均90%以上の不備率を50%未満に減らすとし、申請の窓口業務や認定登録業務の体制を強化しました。

2018年度は各都道府県建設業協会の受付窓口43カ所、全建総連の受付窓口・認定登録機関95カ所を開設されました。

## 建設業は「地殻変動」期に突入

建設業は数十年の一度の大きな変化(地殻変動)が起きています。

土建国保組合の就業実態資料によると、2011年から7年間で一人親方・外注手間請けが18,762人減少し、従業員19,373人増加しました。組合員の約2割が一人親方層から労働者へと階層変化しています。

つまり、建設業は数十年の一度の大きな変化(地殻変動)が起きています。

しかも、今後の国土交通省の建設産業施策も間違いなくCCUSが基盤となり、本運用を開始した4月から2024年3月までの5年間に様々な動きが予想されます。

CCUSは産業構造を変革する取り組みであり、組合員である技能者と事業者が高く評価される仕組みを追求します。組合運動も業種別の運動の具体化、技能評価に連動した技術センターでの系統的な資格講習の取得、企業評価を活用した仕事と人材確保の取り組みなど、運動の発展が求められています。

あわせて、組合として制度・政策要求を実現していくためには、事業者と技能者登録を進めていくことが欠かせない課題となります。

未加入の会社、K(株)が本部に来所  
技能者申請用紙を4月5日に5人分持ち帰った未加入事業所で電気設備関係のK(株)の方が、5月29日に再度、本部に来訪。ゼネコン鹿島の現場に入るには登録が必

## 未加入の会社、K(株)が本部に来所

技能者申請用紙を4月5日に5人分持ち帰った未加入事業所で電気設備関係のK(株)の方が、5月29日に再度、本部に来訪。

ゼネコン鹿島の現場に入るには登録が必



要と指示され、3人の技能者登録手続きが急ぎで必要となった、とのこと。本部組織部担当書記とCCUS担当書記で対話しました。

書類は不明点があり、改めて来ていただくことに。何とかして組合加入に結び付けたい。

#### 【不備の理由】

①写真がデジカメでNG、②厚生年金加入書類が適切でなかった、③資格のコピーにコード未記載、など。

## K(株) ネット申請は不安、 協力会社(下請)も登録必要に

K社のIさんは最近、他業界から転職しCCUS登録を担当。前任者がネットで事業者登録をした、ネット申請は料金が安い登録上の注意点多く煩雑で即応できない、と考えているようです。

K社はグリーンサイトを利用しており、CCUSとのデータ連携が始まるとグリーンサイトからの登録が可能だが有料(1人5~6千円の予定)で、すすめるかどうか検討中とのこと。

また、協力会社(下請)4社10人も登録が必要で、代行申請を予定。6月20日の会社の安全大会で4社に登録用紙を渡すとのこと。Iさんは事業者申請書を4社分持ち帰りました。

「この書類を一発で通すのは難しい！」との反応。組合加入へつなげるため、組合書記局がサポートして信頼関係を強くするため、「全建総連企業交渉特集」を渡しました。

## 受付時にチェックリストを作成

申請用紙作成で必要となる事項をリスト化しました。

相談のさい、組合員に事前に渡し、申請・書き込みの際に使用ください。認定登録機関の支部では、受付時のチェック用に利用、参考にして下さい。



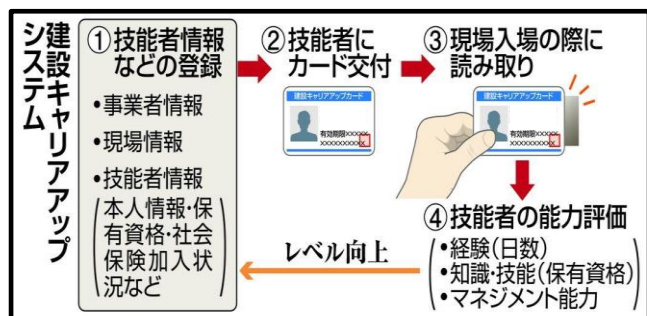
## 本支部間協力で登録を推進！

窓口(認定登録機関)となる支部が増えていますが、組合員などから登録依頼が増えつつあり、窓口となっている最寄りの支部へ他支部の仲間の登録をお願いするケースが出てきています。

そこで本支部間協力の指針を示し、ともに登録の推進をすすめることとします。

- ①組合員の登録申請書・添付書類は、所属する支部の書記が点検すること
- ②窓口支部へ、他の支部が所属組合員の申請書類を持ち込む場合は、来訪日を予約すること
- ③窓口支部へは、申請する組合員本人(事業所の事務担当者なども可)が出向くこと
- ④組合員の所属する支部書記も、来訪日には同行することを原則とします。同行できないときは窓口支部に必ず連絡し、窓口支部の指示に応じた対応をすること
- ⑤不備訂正・書類不足等で再来訪となる場合、窓口支部は書類を受け取れません。組合員の所属する支部書記が組合員の申請書作成サポートに責任をもつこと

本支部間で協力し合って登録をすすめましょう。また、各支部とも登録したいという組合員の要望にこたえ、認定登録機関になれるよう、条件をととのえましょう。



## 加入社保等証明書類見本一覧(第2.1版)

CCUSのホームページの「ご登録手続き／ご利用方法」には「登録申請書の手引き」の各種が公開されています。6月10日に「加入社会保険等 証明書類見本一覧」(4月1日発行、第2.1版)が公開されました。

技能者登録内容が一部訂正され、使えない裏づけ書類が出ていますので、必ず確認してください。